

松田町・寄村合併70周年記念ロゴマークの使用
に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松田町・寄村合併70周年記念ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関する取扱いについて、必要となる事項を定めるものとする。

(デザイン及び種類)

第2条 ロゴマークのデザイン及び種類は、ロゴマークガイドラインに定めるとおりとする。

(使用の基準)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当するときは除き、使用することができる。

(1) 本町の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(3) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長し、又は助長するおそれがあるとき。

(4) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用されるおそれがあるとき。

(5) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められるとき。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとするものは、あらかじめロゴマーク使用届出書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出を省略することができる。

(1) 本町又は本町議会その他の関係機関が使用するとき。

(2) 本町が共催又は後援をする行事等について、その共催又は後援を示す目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) その他届出を必要としない理由があると認めるとき。

2 使用期限は、令和8年3月31日までとする。

3 使用者は、届出の内容に変更が生じた場合は、その旨を町に申し出なければならない。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 本町が提供するロゴマークを使用し、デザインの改変等はしないこと。

(2) 商標登録、意匠登録その他著作物等に関する自己の権利について新たに設定し、又は登録しないこと。

(3) 使用者の責めに帰すべき理由により、ロゴマークの使用に係る事故、苦情等が生じたときは、使用者において速やかに対処すること。

(使用差止め)

第6条 町は、ロゴマークの使用がこの要綱に反する場合は、使用の改善を求め、使用を差し止め、使用者に対し、ロゴマークを使用した物件等の回収等の措置を請求することができる。また、必要に応じ関連法令等に基づき、町が有する権利を行使することとする。

(損害賠償)

第7条 ロゴマークの使用により生じた第三者からの損害賠償その他一切の責任は、使用者が負うものとし、本町は、いかなる場合においても、その責めを負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱い等に係る必要な事項は、町長が別に定めることができる。

2 ロゴマークの使用に関する取扱い及び管理等は、政策推進課において行う。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 6 年 1 2 月 2 0 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

ロゴマーク使用届出書

年 月 日

松田町長

（申請者）

住 所			
企業・団体名等			
氏名（代表者名）	①		
担当者名			
電話番号		F A X	
メールアドレス			

ロゴマークを使用したいので、次のとおり届出します。

また、ロゴマークの使用に当たっては、「松田町・寄村合併70周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要綱」を遵守します。

使用目的			
使用方法・物品等			
使用期間	年 月 日	～	年 月 日
町広報等への掲載協力 （いずれかに○）	可 ・ 不可		
その他			

【添付書類】

- （1）使用方法がわかる書類（企画書、設計図等）
- （2）申請者の概要が分かる書類（パンフレット等）
- （3）完成品（案含む）の現物、写真画像等
- （4）その他町長が必要と認める書類